

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可に係る基準 新旧対照表

改正前	改正案	備考
平成 1 7 年 8 月 3 0 日制定 (略) 令和 4 年 3 月 1 7 日改正 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可に係る基準 (略) (用語の定義) 第 2 この基準における用語の定義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。 (略) 7 専用の通路 通路のうち、<u>その一端のみが法上の道路に接続し、当該通路のみに接する建築物の敷地が 1 のものをいう。</u> 8 特定通路 <u>京都市建築基準</u>条例第 4 3 条の 5 の規定により市長が指定したものをいう。 (略) 第 2 章 許可基準 (広い空地) 第 1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第 1 0 条の 3 第 4 項第 1 号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の 1 から 3 までのいずれかに該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のア及びイに該当するものとする。 ア 次の (ｱ) から (㇔) までのいずれかに該当すること。 (ｱ) (1)イ (ｱ) の敷地内の建築物は、公園管理の用に供するものであること。 (ｲ) (1)イ (ｲ) の敷地内の建築物は、河川管理の用に供するものであること。 (ｳ) 市長が公益上必要と認めた建築物であること。 (㇔) 適用時以前の建築物と同じ用途とし、延べ面積は同建築物の延べ面積の 1 . 2 倍を超えないこと。 イ 次の (ｱ) 又は (ｲ) に該当すること。 (ｱ) 敷地が広い空地内に存する場合は、広い空地が接する道路が存する側に当該道路の 2 分の 1 の幅員（当該道路の幅員が 8 メートル未満である場合は 4 メートルとする。）を有する道路が敷地に接することにより適用される法（法第 5 3 条第 3 項を除く。）及び<u>京都市建築基準条例（以下「条例」という。）</u>の規定に適合すること。ただし、広い空地が(1)イ (ｳ) に該当し、かつ、敷地が建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路等に有効に接する場合は、この限りではない。 (ｲ) 敷地が広い空地に接する場合は、広い空地側に幅員 4 メートルの道路があることにより適用される法（法第 5 3 条第 3 項を除く。）及び条例の規定に適合すること。 (略)	平成 1 7 年 8 月 3 0 日制定 (略) 令和 4 年 3 月 1 7 日改正 令和 7 年 5 月 3 0 日改正 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可に係る基準 (略) (用語の定義) 第 2 この基準における用語の定義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法施行令（以下「令」という。）及び京都市建築基準条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 (略) 7 専用の通路 建築物の敷地内における通路のうち、幅員 1 . 5 メートル以上 2 メートル未満の路地状部分のみにより道路に接するものをいう。 8 特定通路 条例第 4 3 条の 5 の規定により市長が指定したものをいう。 (略) 第 2 章 許可基準 (広い空地) 第 1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第 1 0 条の 3 第 4 項第 1 号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の 1 から 3 までのいずれかに該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のア及びイに該当するものとする。 ア 次の (ｱ) から (㇔) までのいずれかに該当すること。 (ｱ) (1)イ (ｱ) の敷地内の建築物は、公園管理の用に供するものであること。 (ｲ) (1)イ (ｲ) の敷地内の建築物は、河川管理の用に供するものであること。 (ｳ) 市長が公益上必要と認めた建築物であること。 (㇔) 適用時以前の建築物と同じ用途とし、延べ面積は同建築物の延べ面積の 1 . 2 倍を超えないこと。 イ 次の (ｱ) 又は (ｲ) に該当すること。 (ｱ) 敷地が広い空地内に存する場合は、広い空地が接する道路が存する側に当該道路の 2 分の 1 の幅員（当該道路の幅員が 8 メートル未満である場合は 4 メートルとする。）を有する道路が敷地に接することにより適用される法及び条例の規定に適合すること。ただし、法第 5 3 条第 3 項第 2 号に該当する建築物については、同項本文中「第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては第 1 項各号に定める数値に 1 0 分の 1 を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に 1 0 分の 2 を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第 1 号に該当する建築物にあつては第 1 項各号に定める数値に 1 0 分の 1 を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとし、広い空地が(1)イ (ｳ) に該当し、かつ、敷地が建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路等に有効に接する場合は、この限りではない。	1 省令（規則第 10 条の 3）で定める基準の改正 現行の許可基準を認定基準へ移行。 省令の基準に適合しない延べ面積 500 ㎡を超えるもの・劇場等を個別に判断し許可する。

改正前	改正案	備考
(農道その他これに類する公共の用に供する道) 第2 規則第10条の3第4項第2号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1又は2に該当するものとする。 1 次の(1)から(3)までのすべてに該当するもの。 (1) 道は、次のア及びイに該当するものとする。 ア 次の（ア）及び（イ）に該当すること。 （ア）4メートル以上の幅員を連続して有し、道路に接続していること。ただし、更地に建築する場合又は建築物の階数が3の場合は、当該道の両端が道路に接続しているものに限る。 （イ）道の通行について当該道の管理者の許可又は承諾を得たことを証する書面を提出すること。 イ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当すること。 （ア）公共機関が管理する道 （イ）土地改良法に基づく土地改良区又は農業協同組合が管理する農道 （ウ）河川管理の用に供する道 （エ）公共事業により整備された道で、道路法に規定する道路として移管予定のもの (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当するものとする。 ア 道に2メートル以上接すること。 イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること又は更地に建築する場合は、敷地面積は120平方メートル以上とすること。 (3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当するものとする。 ア 次の（ア）又は（イ）に該当すること。 （ア） 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 （イ） 階数が3の場合は、次のa及びbに該当すること。 a 専用住宅の用途に供する建築物で、地階を有しないこと。 b 準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するものであること。 イ 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。 ウ (1)に掲げる道が道路であることにより適用される法) 及び条例の規定に適合するこ	(イ) 敷地が広い空地に接する場合は、広い空地側に幅員4メートルの道路があることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、同項本文中「第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第1号に該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとする。 (略) (農道その他これに類する公共の用に供する道) 第2 規則第10条の3第4項第2号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次のとおりとする。 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定に係る基準第2章第1の規定に該当せず、4メートル以上の幅員を連続して有し、道路に接続している道に2メートル以上接する敷地における建築物で、その用途や規模、敷地の周辺状況や当該地域のまちづくりの方針、その他の事情を総合的に考慮し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの。	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。 5その他、現在の運用に合わせた改正。 基準時通路と適用時通路に挟まれた敷地の場合、適用時通路側の後退は、対側敷地側に一方後退とするよう改正する。

改正前	改正案	備考
と。 <u>2 1と同等であると判断して支障のないもの。</u> (通路) 第3 規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1から15までのいずれかに該当するものとする。 1 基準時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は基準時の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、基準時の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に面する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が35メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。 エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。 2 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (略) (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 通路に2メートル以上接していること。 イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの<u>又は</u>法第43条第1項の規定に適合する敷地に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離	(通路) 第3 規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1から15までのいずれかに該当するものとする。 1 基準時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は基準時の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、基準時の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に面する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が35メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。 エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物は、法第53条第3項本文中「第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第1号に該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替え、道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に接する建築物は、法第53条第3項の規定を適用しない。</u> <u>オ 都市計画で定められた建蔽率の上限が10分の8の地域においては、建蔽率が10分の8を超えないこと。</u> 2 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 (略) (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 通路に2メートル以上接していること。 イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの、<u>法第43条第1項の規定に適合する敷地又は1の規定に適合する敷地</u>に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。 5その他、現在の運用に合わせた改正。 基準時通路と適用時通路に挟まれた敷地の場合、適用時通路側の後退は、対側敷地側に一方後退とするよう改正する。 2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。

改正前	改正案	備考
4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。 (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に<u>面</u>する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が35メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。 エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法<u>（法第53条第3項を除く。）</u>及び条例の規定に適合すること。 3 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 （略） (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 通路に2メートル以上接していること。 イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの<u>又は</u>法第43条第1項の規定に適合する敷地に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。 (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、	の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。 (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に<u>接</u>する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が35メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。 エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物は、法第53条第3項本文中「第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第1号に該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替え、道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に接する建築物は、法第53条第3項の規定を適用しない。</u> <u>オ 都市計画で定められた建蔽率の上限が10分の8の地域においては、建蔽率が10分の8を超えないこと。</u> 3 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 （略） (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 通路に2メートル以上接していること。 イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの、<u>法第43条第1項の規定に適合する敷地又は1の規定に適合する敷地</u>）に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。 (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接</u>	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。 2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。

改正前	改正案	備考
適用時以前の住戸数以下のものを除く。)以外のものに限る。)であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離４メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法<u>(法第５３条第３項を除く。)</u>及び条例の規定に適合すること。 ４ 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員４メートル以上の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路が道路であることにより適用される法<u>(法第５３条第３項を除く。)</u>及び条例の規定に適合すること。 ５ 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員４メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同	<u>する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離４メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第５３条第３項第２号に該当する建築物については、同項本文中「第１号又は第２号のいずれかに該当する建築物にあつては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第１号及び第２号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に１０分の２を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第１号に該当する建築物にあつては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとする。</u> エ 都市計画で定められた建蔽率の上限が１０分の８の地域においては、建蔽率が１０分の８を超えないこと。 ４ 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員４メートル以上の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれれにも</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>いずれれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路が道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第５３条第３項第２号に該当する建築物については、同項本文中「第１号又は第２号のいずれかに該当する建築物にあつては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第１号及び第２号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に１０分の２を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第１号に該当する建築物にあつては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとする。</u> エ 都市計画で定められた建蔽率の上限が１０分の８の地域においては、建蔽率が１０分の８を超えないこと。 ５ 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員４メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれれにも</u>該当するものとする。 (略) (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>いずれれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋１０％緩和する。 2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋１０％緩和する。

改正前	改正案	備考
住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 次の（ア）又は（イ）に該当すること。 （ア） 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 （イ） 階数が３の場合は、次のa及びbに該当すること。 a 専用住宅で、地階を有しないこと。 b 準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するものであること。 ウ 通路が道路であることにより適用される法<u>（法第５３条第３項を除く。）</u>及び条例の規定に適合すること。	住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 次の（ア）又は（イ）に該当すること。 （ア） 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 （イ） 階数が３の場合は、次のa及びbに該当すること。 a 専用住宅で、地階を有しないこと。 b 準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するものであること。 ウ 通路が道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第５３条第３項第２号に該当する建築物については、同項本文中「第１号又は第２号のいずれかに該当する建築物にあっては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第１号及び第２号に該当する建築物にあっては同項各号に定める数値に１０分の２を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第１号に該当する建築物にあっては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとする。</u> エ 都市計画で定められた建蔽率の上限が１０分の８の地域においては、建蔽率が１０分の８を超えないこと。	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋１０％緩和する。
6 適用時において現に建築物が立ち並んでいる通り抜け通路で、道路に接続する一端から４メートル以上の幅員を連続して有する通路（以下本項においては「通路」という。）部分に建築物の敷地が接し、その先で幅員が４メートル未満となる場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 （略） (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>(2)イで</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 次の（ア）又は（イ）に該当すること。 （ア） 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 （イ） 階数が３の場合は、次のaからcまでの<u>すべてに</u>該当すること。 a 専用住宅で、地階を有しないこと。 b 適用時以前に建築物が存していること。 c 準耐火建築物又は耐火建築物であること。 ウ 通路が道路であることにより適用される法<u>（法第５３条第３項を除く。）</u>及び条例の規定に適合すること。	6 適用時において現に建築物が立ち並んでいる通り抜け通路で、道路に接続する一端から４メートル以上の幅員を連続して有する通路（以下本項においては「通路」という。）部分に建築物の敷地が接し、その先で幅員が４メートル未満となる場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 （略） (3) 建築物は、次のアからウまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第３章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、<u>隣接する敷地又は</u>更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 イ 次の（ア）又は（イ）に該当すること。 （ア） 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 （イ） 階数が３の場合は、次のaからcまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 a 専用住宅で、地階を有しないこと。 b 適用時以前に建築物が存していること。 c 準耐火建築物又は耐火建築物であること。 ウ 通路が道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第５３条第３項第２号に該当する建築物は、法第５３条第３項本文中「第１号又は第２号のいずれかに該当する建築物にあっては第１項各号に定める数値に１０分の１を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第１号及び第２号に該当する建築物にあっては同項各号に定める数値に１０分の２を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるの</u>	2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物

改正前	改正案	備考
7 適用時以前において幅員1.8メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に、当該通路のみに接する建築物の敷地が1の場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 （略） (3) 建築物は、次のアから<u>ウ</u>までの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法（<u>法第53条第3項を除く。</u>）及び条例の規定に適合すること。 8 京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区内にある別に幅員を指定する農道又は国若しくは京都市が所有する公共の用に供している道（以下「指定農道等」という。）に建築物の敷地が2メートル以上接している場合は、次の(1)から(6)までの<u>すべてに</u>該当するものとする（指定農道等以外の道は、第3の2から7のいずれかの規定による。）。 (1) 指定農道等は、洛北開拓農業協同組合（清算人）、国又は京都市が所有する公共の用に供している道であること。 (2) 指定農道等と敷地の境界が確定しており、幅員を確認できる資料を提出すること。 (3) 指定農道等の中心線から建築物の敷地境界線までの水平距離が、指定農道等の幅員の2分の1以上あり、敷地境界線沿いに側溝が整備されていること又は当該境界線が明示されていること。 (4) 更地に建築する場合の敷地面積は120平方メートル以上とすること。 (5) 建築物の用途は当該地の規定によること。<u>なお、共同住宅は、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であること。</u> (6) 建築物は、指定農道等が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。 9 基準時に存在する幅員1.5メートル以上2メートル未満の専用の通路に敷地が接する場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 延長は、20メートル以下であること。	は、「第1号に該当する建築物にあっては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替え、階数が3の建築物は、法第53条第3項の規定を適用しない。 エ 都市計画で定められた建蔽率の上限が10分の8の地域においては、建蔽率が10分の8を超えないこと。 7 適用時以前において幅員1.8メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に、当該通路のみに接する建築物の敷地が1の場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 （略） (3) 建築物は、次のアから<u>エ</u>までの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。 イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。 ウ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法及び条例の規定に適合すること。<u>ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、同項本文中「第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては同項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもって当該各号に定める数値」とあるのは、「第1号に該当する建築物にあっては第1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもって当該各号に定める数値」と読み替えるものとする。</u> エ 都市計画で定められた建蔽率の上限が10分の8の地域においては、建蔽率が10分の8を超えないこと。 8 京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区内にある別に幅員を指定する農道又は国若しくは京都市が所有する公共の用に供している道（以下「指定農道等」という。）に建築物の敷地が2メートル以上接している場合は、次の(1)から(6)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする（指定農道等以外の道は、第3の2から7のいずれかの規定による。）。 (1) 指定農道等は、洛北開拓農業協同組合（清算人）、<u>原谷地域連絡協議会</u>、国又は京都市が所有する公共の用に供している道であること。 (2) 指定農道等と敷地の境界が確定しており、幅員を確認できる資料を提出すること。 (3) 指定農道等の中心線から建築物の敷地境界線までの水平距離が、指定農道等の幅員の2分の1以上あり、敷地境界線沿いに側溝が整備されていること又は当該境界線が明示されていること。 (4) 更地に建築する場合の敷地面積は120平方メートル以上とすること。 (5) 建築物の用途は当該地の規定によること。 (6) 建築物は、指定農道等が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。 9 基準時に存在する<u>専用の通路により1.5メートル以上2メートル未満で道路に接する敷地</u>の場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 延長は、20メートル以下であること。	にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。 2路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導 許可基準上求められていないが準耐火建築物にする場合、建蔽率を＋10％緩和する。

改正前	改正案	備考
イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に突き出して建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 基準時に建築物が在し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 イ 専用の通路部分を敷地面積に算入しないこと。 <u>ウ 専用の通路に１．５メートル以上接していること。</u> (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 専用住宅（長屋を除く。）であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 準耐火建築物又は耐火建築物であること。 エ 隣接する敷地又は、更地を合わせて一敷地とする場合は、延べ<u>床</u>面積は２００平方メートル以下であること。 （略） １２ 基準時に存在する幅員１．５メートル以上２メートル未満の専用の通路に接<u>している</u>敷地に存する既存不適格京町家等について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(5)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 延長は、２０メートル以下であること。 イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 <u>(2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。</u> <u>ア 専用の通路に１．５メートル以上接していること。</u> <u>イ</u> 基準時に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 （略） １３ 基準時に存在する幅員１．５メートル以上２メートル未満の専用の通路に接<u>している</u>敷地に存する法適合既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(3)までの<u>すべてに</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>すべてに</u>該当すること。 ア 延長は、２０メートル以下であること。 イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 <u>(2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。</u>	イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に突き出して建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 (2) 建築物の敷地は、次の<u>ア及びイに</u>該当すること。 ア 基準時に建築物が在し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 イ 専用の通路部分を<u>容積率、建蔽率を算定する場合</u>の敷地面積に算入しないこと。 (3) 建築物は、次のアからエまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 専用住宅（長屋を除く。）であること。 イ 階数は２以下とし、地階を有しないこと。 ウ 準耐火建築物又は耐火建築物であること。<u>なお、法第５３条第３項第１号に該当する建築物については、同項本文の規定は適用しない。</u> エ 隣接する敷地又は、更地を合わせて一敷地とする場合は、延べ面積は２００平方メートル以下であること。 （略） １２ 基準時に存在する<u>専用の通路により</u>幅員１．５メートル以上２メートル未満<u>で道路に接する</u>敷地に存する既存不適格京町家等について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(5)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 延長は、２０メートル以下であること。 イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 (2) 建築物の敷地<u>について</u>、基準時に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 （略） １３ 基準時に存在する<u>専用の通路により</u>幅員１．５メートル以上２メートル未満<u>で道路に接する</u>敷地に存する法適合既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(3)までの<u>いずれにも</u>該当するものとする。 (1) 専用の通路は、次のアからオまでの<u>いずれにも</u>該当すること。 ア 延長は、２０メートル以下であること。 イ ければ、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。 ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。 エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式２）を提出すること。 オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。 (2) 建築物の敷地<u>について</u>、基準時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のも	

改正前					改正案					備考																																																																	
<u>ア 専用の通路に1. 5メートル以上接していること。</u> <u>イ</u> 基準時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 （略） 附 則 （適用期日） 1 この基準は、平成30年10月26日から適用する。 （略） 別表 通路所有形態の区分 <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">通路所有形態</th><th>基準時通路</th><th>適用時通路</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="3">官地等</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td rowspan="2">民地</td><td rowspan="2">単独の筆</td><td>共有（二人以上の所有）</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>一人の所有（申請者を含む。）</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4</td><td rowspan="2">民地</td><td rowspan="2">一体の筆</td><td>始端部権利者</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5</td><td>関係権利者（申請者を含む。）</td><td>—</td><td>※</td></tr></table> 備考 この表における用語は、次による。 （略） 5 始端部<u>敷地</u> 通路の入口部等で、通路のほかに道路又は特定通路に接している<u>敷地</u>をいう。 6 始端部権利者 通路権利者のうち、始端部<u>敷地</u>と通路<u>敷地</u>が分筆されておらず、一体の筆として所有している者をいう。（区分4） （略）					区分	通路所有形態			基準時通路	適用時通路	1	官地等			—	—	2	民地	単独の筆	共有（二人以上の所有）	—	—	3	一人の所有（申請者を含む。）	○	○	4	民地	一体の筆	始端部権利者	○	○	5	関係権利者（申請者を含む。）	—	※	のであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。 （略） 附 則 （適用期日） この基準は、平成30年10月26日から適用する。 <u>附 則</u> <u>（適用期日）</u> <u>この基準は、令和7年5月30日から適用する。</u> （略） 別表 通路所有形態の区分 <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">通路所有形態</th><th>基準時通路</th><th>適用時通路</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="3">官地等</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td rowspan="2">民地</td><td rowspan="2">単独の筆</td><td>共有（二人以上の所有）</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>一人の所有（申請者を含む。）</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4</td><td rowspan="2">民地</td><td rowspan="2">一体の筆</td><td>始端部権利者</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5</td><td>関係権利者（申請者を含む。）</td><td>—</td><td>※</td></tr></table> 備考 この表における用語は、次による。 （略） 5 始端部敷地<u>等</u> 通路の入口部等で、通路のほかに道路又は特定通路に接している敷地<u>及び敷地になり得る空き地等</u>をいう。 6 始端部権利者 通路権利者のうち、始端部敷地<u>等</u>と通路<u>部分の土地</u>が分筆されておらず、一体の筆として所有している者をいう。（区分4） （略）					区分	通路所有形態			基準時通路	適用時通路	1	官地等			—	—	2	民地	単独の筆	共有（二人以上の所有）	—	—	3	一人の所有（申請者を含む。）	○	○	4	民地	一体の筆	始端部権利者	○	○	5	関係権利者（申請者を含む。）	—	※		
区分	通路所有形態			基準時通路	適用時通路																																																																						
1	官地等			—	—																																																																						
2	民地	単独の筆	共有（二人以上の所有）	—	—																																																																						
3			一人の所有（申請者を含む。）	○	○																																																																						
4	民地	一体の筆	始端部権利者	○	○																																																																						
5			関係権利者（申請者を含む。）	—	※																																																																						
区分	通路所有形態			基準時通路	適用時通路																																																																						
1	官地等			—	—																																																																						
2	民地	単独の筆	共有（二人以上の所有）	—	—																																																																						
3			一人の所有（申請者を含む。）	○	○																																																																						
4	民地	一体の筆	始端部権利者	○	○																																																																						
5			関係権利者（申請者を含む。）	—	※																																																																						

※各様式の注意書きについて、「(※) 個人にあっては、押印は不要です。法人にあっては、記名押印をお願いします。」から「(※) 個人にあっては、署名された場合、押印は不要です。法人にあっては、記名押印をお願いします。」に修正。